

確認申請手数料一覧表(令和8年4月1日 改定) (非課税)

※改定後の確認申請手数料は令和8年4月1日以降に確認申請が受付されるものから適用する。

(一財)大分県建築住宅センター

建築確認申請						※計画通知の手数料についても本手数料一覧表に依ります。 単位：円 ※一覧表にない手数料は別途協議に依ります。									
床面積の合計		申請手数料 別表第1(第2条)			構造計算書の審査がある建築物毎の確認申請手数料加算額 別表第1の2(第2条の2第1項第1号)			構造計算適合性判定を適用する建築物の確認申請手数料加算額 別表第1の3(第2条の2)			防火・避難規定検証法の適用を受ける 建築物の確認申請手数料の加算額				
		敷地の主要用途が 住宅の申請	敷地の主要用途が 住宅以外の申請	型式部材等製造者認 証建築物の申請	構造計算書毎の床面積	加算額	加算額算出	床面積の合計	適判機関連絡調整 手数料加算額 ※1 別表第1の3(イ)	構造計算ルート2 審査物件 手数料加算額 ※2 別表第1の2(ロ)	別表第1の4(イ)(ロ)(ハ)(ニ) (第2条の2第2項(1)～(4))	適用する規定	手数料加算額		
特例あり	100㎡以内	21,000	27,000	15,000	100㎡以内	25,000	① 申請棟数が2以上ある場合は、各棟ごとの床面積で算出した額の合計を別表第1の額に加算する。	1,000㎡以内	10,000	123,000	耐火・防火区画検証法	50,000			
	100㎡を超え、200㎡以内	29,000	41,000	21,000	100㎡を超え、200㎡以内			1,000㎡を超え、2,000㎡以内		165,000	区画避難安全検証法	35,000			
	200㎡を超え、300㎡以内	37,000	52,000	26,000	200㎡を超え、300㎡以内	32,000		2,000㎡を超え、10,000㎡以内	183,000	階避難安全検証法	42,000				
	300㎡を超え、500㎡以内	50,000	66,000	36,000	300㎡を超え、500㎡以内	44,000		10,000㎡を超え、50,000㎡以内	20,000	242,000	全館避難安全検証法	60,000			
	500㎡を超え、1,000㎡以内	64,000	81,000	46,000	500㎡を超え、1,000㎡以内			50,000㎡超	441,000						
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内	90,000	130,000	64,000	1,000㎡を超え、2,000㎡以内										
100㎡以内	34,000	37,000	② 一の建築物であってもEXP.J等により構造上独立しているものはそれぞれ別の建築物とみなし、各棟ごとの床面積で算出した額の合計を別表第1の額に加算する。	100㎡以内	25,000	※1 適判機関連絡調整手数料は構造計算適合性判定機関との連絡調整にかかる経費 ※2 適判機関連絡調整手数料及びルート2審査加算手数料は構造計算1件ごとの手数料	斜線制限の天空率の適用を受ける建築物の確認申請手数料の加算額		※適用する規定毎、棟毎に加算する		※当該規定の適用を受けた確認済証の交付をセンターから受けている建築物の計画変更で、当該規定に変更がある場合は表に定める額の1/2の額とする				
100㎡を超え、200㎡以内	44,000	49,000		100㎡を超え、200㎡以内			200㎡を超え、300㎡以内	32,000	別表第1の5(イ)(ロ)(ハ)(ニ) (第2条の2第2項(5)～(8))		建築物省エネ法の適用を受けた建築物、設計性能評価の実施、長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認をした建築物の確認申請手数料加算額(計画変更確認を除く)別表第1の6(第2条の2第2項(9)) (棟毎に手数料を加算する。)				
200㎡を超え、300㎡以内	58,000	66,000		200㎡を超え、300㎡以内	300㎡を超え、500㎡以内		44,000	適用する規定		手数料加算額(円)		標準計算による場合			
300㎡を超え、500㎡以内	61,000	68,000		300㎡を超え、500㎡以内	500㎡を超え、1,000㎡以内			55,000	道路斜線 (2区分までの審査)	6,000	隣地斜線 (2区分までの審査)	6,000	北側斜線 (2区分までの審査)	6,000	床面積
500㎡を超え、1,000㎡以内	75,000	100,000		500㎡を超え、1,000㎡以内	1,000㎡を超え、2,000㎡以内		74,000		3区分以上の審査を要する場合、1区分あたりの手数料加算額		3,000		300㎡未満※1	3,000	
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	147,000	168,000		1,000㎡を超え、2,000㎡以内	2,000㎡を超え、3,000㎡以内			79,000	※適用する規定毎に加算する ※当該規定の適用を受けた確認済証の交付をセンターから受けている建築物の計画変更で、当該規定に変更がある場合は表に定める額の1/2の額とする		300㎡以上、10,000㎡以下※1		6,000		
2,000㎡を超え、3,000㎡以内	193,000	224,000		2,000㎡を超え、3,000㎡以内	3,000㎡を超え、4,000㎡以内		90,000		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の適用を受ける確認申請手数料加算額別表第1の7(第2条の2第2項(10)) (棟毎に手数料を加算する。)		※1 床面積の合計は、建築物省エネ法第11条の適用を受ける部分の床面積について算定する		10,000㎡超※1	10,000	
3,000㎡を超え、4,000㎡以内	233,000	271,000		3,000㎡を超え、4,000㎡以内	4,000㎡を超え、5,000㎡以内			116,000	仕様基準、気候風土適用住宅 (棟毎に手数料を加算する。)						
4,000㎡を超え、5,000㎡以内	273,000	309,000		4,000㎡を超え、5,000㎡以内	5,000㎡を超え、6,000㎡以内		175,000		床面積	手数料加算額(円)	一戸建ての住宅 (併用住宅、兼用住宅を除く。)		20,000		
5,000㎡を超え、6,000㎡以内	309,000	412,000		5,000㎡を超え、6,000㎡以内	6,000㎡を超え、10,000㎡以内			235,000	1,000㎡以上、2,000㎡未満	12,000	共同住宅・長屋		基本43,000 +戸数×1,800 (百円以下を切捨てとする)		
6,000㎡を超え、10,000㎡以内	336,000	455,000		6,000㎡を超え、10,000㎡以内	10,000㎡を超え、15,000㎡以内		288,000		2,000㎡以上	24,000					
10,000㎡を超え、15,000㎡以内	415,000	564,000		10,000㎡を超え、15,000㎡以内	15,000㎡を超え、20,000㎡以内			建築基準法施行令第137条の2の適用を受ける既存建築物への増築又は改築の場合で、構造上別の建築物とみなされる既存部分が新耐震基準(昭和56年6月1日以降)により建築されている場合の当該建築物の部分を除く。		消防長等の同意を要する建築物の場合の手数料加算額 別表第1の8(第2条の2第3項)					
15,000㎡を超え、20,000㎡以内	476,000	641,000		15,000㎡を超え、20,000㎡以内	20,000㎡を超え、50,000㎡以内										
20,000㎡を超え、50,000㎡以内	626,000	812,000		20,000㎡を超え、50,000㎡以内	50,000㎡を超え、100,000㎡以内										
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	817,000	1,122,000		50,000㎡を超え、100,000㎡以内	100,000㎡を超え、200,000㎡以内										
100,000㎡を超え、200,000㎡以内	1,097,000	1,520,000		100,000㎡を超え、200,000㎡以内	200,000㎡超										
200,000㎡超	1,340,000	1,855,000		200,000㎡超											
※住宅とは主たる用途が、一戸建ての住宅、兼用住宅(住宅部分の用途が延べ面積の過半である場合に限る。)、長屋、共同住宅である建築物とする。ただし、長屋又は共同住宅において他の用途との複合建築物の場合は住宅以外部分が過半である場合は住宅以外とする。 ※同一敷地内に3号建築物及び1号建築物若しくは2号建築物がある場合は特例あり以外の手数料とする。 ※建築基準法施行令第137条の2(第3号イを除く。)の適用を受ける建築物の増築又は改築の確認申請の場合：増築等に係る床面積の合計と、当該適及適用される建築物の部分の床面積の合計とを合算した面積とする。															

昇降機・工作物の確認申請手数料 (第3条、第4条)		計画変更確認申請		建築確認再申請	移転、大規模の修繕・模様替え、用途変更申請手数料	申請種別	手数料加算額(円)
申請種別	確認申請手数料	第2条第2項第2号	第2条第2項第3号	第2条第2項第4号	第2条第2項第5号		
エレベーター、エスカレーター	19,000	当該計画変更に係る直前の確認をセンターから受けている場合は当該建築に係る部分の床面積	当該計画変更に係る直前の確認をセンターから受けている場合は当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積が増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)	センターが確認審査中であった建築物の計画を取上げて概ね同一の計画(構造方法を変更するものを除く。)を再申請し建築物を建築物を建築する場合は当該建築に係る床面積の1/2	当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の1/2	一戸建ての住宅 (併用住宅、兼用住宅を含む。)	2,000
エレベーター(製造者認証付)、ホームエレベーター、小荷物専用昇降機等(上欄以外の昇降機)	13,000					上記以外の建築物	3,000
工作物 ※建築物の敷地の擁壁、広告塔	20,000					再度、消防庁の同意を要する場合は、上記手数料の回数分を追加とする	
※エレベーター等併願申請の場合は上記手数料を加算する。							